

知財産敷童（ざしきわらし）語り部

『コンセント制度で商標登録』

自分の出願商標について、既に類似する先行登録商標がある場合、商標登録を受けることができない旨が規定されています（商標法第4条第1項第11号）。
令和5年商標法改正により「コンセント制度」（注1）が導入されたことを受けて、この「コンセント制度」を適用した商標登録を検討してみたいはいかがでしょうか。

改正前は、(1)先行登録商標と競合する範囲の指定商品及び指定役務を削除する補正をする、(2)出願した商標が先に登録された商標と似ていないことを主張して特許庁の審査官の判断を覆す、(3)先行登録商標に対して不使用取消審判を請求する、または(4)アサインバック（出願人と引用登録商標権者の名義を一時的に一致させる手法）等の方法で拒絶理由を解消していました。

海外の多くの国で既に導入されていた「コンセント制度」ですが、我が国でも令和6年4月1日に施行され、令和7年4月7日に「コンセント制度」を適用した初の商標登録が行われました。登録要件として、先行登録商標権者の承諾を得ており、かつ、先行登録商標と出願商標との間で混同を生ずる恐れがない商標について登録が認められるものです。

今回登録された商標は、
出願人・権利者：株式会社車多酒造、
商標登録第6916217号「玻璃（縦書き）」、
指定商品第33類「清酒、焼酎等」です。

承諾した先行登録商標権者は、シャディ株式会社、
先行登録商標は、商標登録第5991116号「玻璃/HARI（二段書き）」、
指定役務第35類「酒類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」です。

株式会社車多酒造（注2）とシャディ株式会社（注3）の事業内容は以下のとおりで、両者の指定商品と指定役務は異なりますが、共通する類似群コードにより拒絶される可能性が高いため、「コンセント制度」を適用した手続を行った結果、先行登録商標と出願商標の間に混同を生ずる恐れがない商標ということで登録が認められました。

最終的に、先行登録商標権者の協力を得られることが大前提ですが、商標を登録するための有効な手段のひとつとして覚えていただければ幸いです。

<参考>

注1：コンセント制度の導入（特許庁ホームページ）
<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/consent/index.html>

注2：企業データ（株式会社車多酒造ホームページ）
<https://www.tengumai.co.jp/kura#cont03>

注3：会社概要（シャディ株式会社ホームページ）
<https://shaddy.jp/ir/company/>

※配信元：東北地域知財戦略本部事務局（東北経済産業局知的財産室）

※本コラムの無断転載を禁じます。